平成２８年（フ）第６２号
新潟市東区牡丹山４丁目10番24号　エーデルハイム205号、前住所新潟市北区早通北５丁目１番32―12号
債務者　渡邊　一夫
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
山梨県中央市布施1756番地１　網倉住宅Ａ号棟、住民票上の住所山梨県中央市布施1756番地１　網倉住宅Ｂ棟
債務者　小林　保夫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
静岡県下田市東本郷１丁目９番17号　聚楽ホテル寮
債務者　岡本　秋人
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第４９号
滋賀県彦根市稲部町52―３　東洋ハイツ202号室、（住民票上の住所）滋賀県長浜市加田町1405番地、（前住所）大津市桜野町１丁目１番20―205号Ｓｔａ．Ｐｌｕｓ　ｗａｎ
債務者　辻本　祐未（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４２１号
兵庫県姫路市香寺町須加院220番地47
債務者　尾上　正司
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１１８号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目71番地２雇用促進住宅２号棟105号
債務者　三木真由美
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６８号
広島市佐伯区屋代町32番地11
債務者　小川　　徹
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
広島県福山市手城町３丁目27番37号
債務者　金井田タキヨ
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４０号
広島県福山市霞町４丁目８番７号
債務者　酒菜屋若良こと　鎌倉　良子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４１号
広島県福山市南蔵王町１丁目４番１号　旭荘３
債務者　大野　裕人
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第９号
愛媛県今治市美須賀町３丁目３番地２　アビタ31―201号、前住所愛媛県今治市末広町４丁目１番地５、前々住所愛媛県今治市旭町３丁目２番地10
債務者　沖　ゆかり（旧姓笠原・鈴木）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第７号
高知県高岡郡佐川町丙376番地
債務者　土本　都子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第１６２号
熊本市北区植木町岩野478番地２　本武ハイツＢ号棟101号室
債務者　岡本　輝喜
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６４号
熊本市東区秋津３丁目10番41号　グレイスＳＡＷＡＤＡ　Ｂ―201
債務者　山中　由美
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
大分市南春日町２番23号（コーポ南春日204）
債務者　首藤　厚美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８２号
千葉県東金市求名73番地１　パレス求名Ⅱ―102
債務者　森田　　寛
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係